

## 第 1065 回教育委員会 会議録

平成 30 年 12 月 25 日

13:00~14:05

### ①開 会

<廣瀬教育長>

ただいまから、第 1065 回教育委員会を開会いたします。

<廣瀬教育長>

議事等に先立ち、申し上げます。

さきほど、3名の傍聴の申出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

### ②会議録署名委員の指名

<廣瀬教育長>

会議録署名委員に、武田委員と片桐委員を指名いたします。

### ③会期の決定

<廣瀬教育長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

### ④報 告

<廣瀬教育長>

議事に先立ち、報告があります。

(1) 「『来訪神：仮面・仮装の神々』のユネスコ無形文化遺産登録について」、文化財・生涯学習課長から報告してください。

<文化財・生涯学習課長>

本県の「遊佐の小正月行事（アマハゲ）」を含む「来訪神：仮面・仮装の神々」が 11 月 29 日にユネスコ無形文化遺産に登録されております。

登録までの経過について簡単に申し上げますと、平成 21 年に鹿児島県の「甕島のトシドン」が最初に登録されており、その後それを拡張してアマハゲを含む、「来訪神：仮面・仮装の神々」としてグループ化して提案されたという経過がございます。その後審査が 1 年先送りということがあって、平成 30 年 10 月に評価機関から「記載」の勧告があり、11 月に政府間委員会で「記載」の決議がされたということです。

2 枚目の別紙 1 ですが、内容としましては、仮面・仮装の異形の姿をした者が、「来訪神」として正月などに家々を訪れ、新たな年を迎えるに当たって怠け者を戒めたり、人々に幸や福をもたらしたりする行事ということで、全国から 10 件の構成となっています。

別紙 2 を御覧ください。「遊佐の小正月行事（アマハゲ）」についてですが、遊佐町の女鹿、滝ノ浦、鳥崎の 3 地区に伝承されている行事で、アマハゲの他、鳥追い歌を歌いながら集落を周るという行事と、ホンデ焼きという門松や注連縄とともにケンダンを焼く行事、これらを指しているのものでございます。

その次の参考資料ですが、ユネスコ無形文化遺産についての概要を記載しております。現在、日本としては 21 件、世界全体では 399 件となって、「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」が提案中となっております。

最後に、パンフレットを添付させていただいておりますが、来訪神行事保存・振興全国協議会が製作で、秋田県男鹿市が中心となって作られたものでございます。国としては、各県の伝統文化を象徴する重要な資源ですので、PR、後継者の育成、保存継承というところへの支援に取り組んでもらいたいということです。一方で観光等への活用については 10 行事それぞれで事情が異なっておりまして、例えば男鹿のナマハゲとは違い、遊佐町では集落に伝わる神事・伝統行事という認識ですので、町の意向を尊重しながら支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

<廣瀬教育長>

ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<廣瀬教育長>

なければ、次に、(2)「平成 31 年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第 2 次募集について」、高校教育課長から報告してください。

<高校教育課長>

それでは、県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第 2 次募集の実施について御報告いたします。報告 2-1 の資料を御覧ください。

平成 30 年 8 月 18 日に平成 31 年度の県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜を行いました。入学予定者が定員 10 名に満たなかったことから、実施要項に基づき、第 2 次募集と選抜を実施することとなりました。

なお、専攻科修了者の学歴は高卒扱いとなります。

例年、山形大学工学部や山形県立産業技術大学校等との併願受検者がおり、本科への入学を辞退する者が少なからずおります。

それでは、第 2 次募集実施要項について申し上げます。

志願資格は、高等学校を卒業した者又は平成 31 年 3 月高等学校卒業見込みの者及び高等学校を卒業した者と同等以上の学力がある者で、募集区域は県下一円です。

願書の出願期間は、平成 31 年 1 月 4 日（金）から同月 11 日（金）正午までです。

入学者選抜は、平成 31 年 1 月 26 日（土）に小論文と面接による選考を実施し、1 月 30 日（水）に合格発表を予定しております。

第 2 次募集の人員は 8 名です。内訳としては、情報技術、生産システムの各コースがそれぞれ約 3 名、生産デザインコースが約 2 名となっております。

なお、このことは、12 月 14 日付けの県公報に登載いたしましたので、御報告いたします。

以上でございます。

<廣瀬教育長>

ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<廣瀬教育長>

なければ、次に、(3)「鶴岡市内の県立高校再編整備に係る関係者懇談会のまとめについて」、高校教育課高校改革推進室長から報告してください。

<高校改革推進室長>

それでは、「鶴岡市内の県立高校再編整備に係る関係者懇談会の意見のまとめについて」御報告いたします。

お手元に配布のとおり、このたび、関係者懇談会の意見がまとまりましたので、その概要について説明させていただきます。

資料は、報告3-1を御覧ください。

昨年10月に公表いたしました「田川地区の県立高校再編整備計画<第2次計画(骨子案)>」のうち、鶴岡市内の高校再編と中高一貫教育校の設置につきまして、継続して検討するため、田川地区の小中学校のPTA代表、小中高の校長会の代表等からなる関係者懇談会を設置し、8月から11月まで4回開催いたしました。また、議論の参考とするため、産業界や同窓会などに幅広く意見聴取を行い、これらを踏まえて活発な議論を重ね、意見がとりまとめられました。

中面をお開きいただき、報告3-2ページ、「田川地区の県立高校再編整備に係る事務局説明の概要」を御覧ください。

はじめに、「少子化の進行と高校再編整備の必要性」ということで、1つ目の○にありますとおり、田川地区の中学校卒業生数は、平成16年から平成46年までの30年間で、2,046人から約940人と半数以下まで減少する見込みということです。

2つ目の○、このため平成27年度からの10年間で8学級程度の削減を予定しております。

3つ目の○、このままでは、各校の小規模化が進むこととなりますが、高校として望ましい教育環境を整えるためには、学校の統合等により一定の学校規模を確保する必要があることを説明しております。

その下、「田川地区の県立高校再編整備計画<(第2次計画(案)>」は図に示したとおりです。

また、図の下の○、この計画案のうち、庄内総合高校への定時制・通信制の統合及び山添校の募集停止については、平成30年3月27日の臨時教育委員会において、方針決定していただいております。

続いて、右のページ「関係者懇談会の意見のまとめ」を御覧ください。

まず、「鶴岡南高校と鶴岡北高校の統合」については、意見聴取等では、2つ目のポツになりますが、指導体制の充実には学校規模の確保が必要であること、また、4つ目のポツ、高校の選択肢が一つなくなってしまうのは残念だが、単独校としての存続ができないとすれば、統合する計画案についても考えていかななくてはならないなどの意見がありました。

これを踏まえ、関係者懇談会では、下の囲みの1つ目の○、統合はや

むを得ないとの意見が多数ありました。ただし、2つ目の○、両校の伝統や特色ある教育活動、地域に果たしてきた役割を継承すること、どのような学校の理念を創造していくかをしっかり検討することなどの意見もいただいております。

次に、「加茂水産高校及び庄内農業高校の鶴岡中央高校への統合」については、意見聴取等では、1つ目のポツにありますとおり、農業科と水産科の教育は地域産業にとって今後も必要であること、2つ目のポツ、統合により学科の枠を越えた横断的な学習もできる新しい学校のモデルとなると期待できるとの意見も出されております。

これらを踏まえまして、関係者懇談会では、下の囲みの1つ目の○、庄内の産業振興のため、今後も水産、農業の専門教育は必要であるが、少子化や産業界の変化に伴う定員割れ等の事情により、統合はやむを得ないとの意見を多くいただいております。ただし、2つ目の○、校舎制のあり方については、校舎の維持経費、教員の配置や、生徒や教員がそれぞれの校舎でどのくらいの時間を過ごすかなど、慎重に検討すべき課題があるとの意見がございました。

次のページを御覧ください。

最後に、「庄内地区への併設型中高一貫教育校の設置」については、意見聴取等では、1つ目のポツ、中高一貫教育校を設置し、学力をはじめ個性・能力を伸ばす教育をして欲しいといった意見が多く出されております。一方で、一番下のポツになりますが、一部の生徒のエリート校になるのではないかと、小学生の受験競争が過熱するのではないかと、また、地元中学校との間に格差が生じるのではないかとといった意見もございました。

また、その下、「本県における併設型中高一貫校についての中間検証」ですが、2つ目のポツにありますとおり、周辺の小中学校等を対象としたアンケート調査の結果では、東桜学館中学校の開校による影響は限定的であるとの結果でした。

これを踏まえ、関係者懇談会では、下の囲みの1つ目の○、子どもたちの能力をより一層伸ばすことができ、進路選択の幅が広がるなど、賛同する意見が多く出されましたが、2つ目の○、周辺への影響に対する懸念などがあり、まだ立場を定められないという意見も一部ございました。また、3つ目の○、ソフト面の魅力づくり、校舎改修による施設の充実、子どもや保護者への早期の説明などを望む意見をいただいております。

関係者懇談会の概要は以上ですが、中高一貫校の設置については、庄内全体の声を聴いて進めて欲しいとの要望があることから、現在、庄内の各自治体に対し、今月末を目途に、県教育委員会の案に対する意向を調査しているところでございます。結果がまとまりましたら、御報告いたします。

その後の対応については、関係者懇談会の意見及び庄内各自治体の意向調査の結果を踏まえて検討してまいります。以上でございます。

- <廣瀬教育長> ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。
- <森岡委員> 報告3-4の関係者懇談会において委員から出された意見のまとめの2番目の周辺への影響に対する懸念というのは、具体的にはどんな懸念があるのでしょうか。
- <高校改革推進室長> 一番大きいのは、少子化に伴い中学生の数が今後減っていく中で、併設型の中高一貫校を作るために、県立中学校を新たに作るといった場合に、周辺の既存の中学校に入るはずだった児童の何%かが、この中学校に行くことによって、周りの中学校の生徒数が少なくなるという影響があるという声があるということです。
- <廣瀬教育長> ほかになければ、次に、(4)「山形県における運動部活動の在り方に関する方針について」、スポーツ保健課長から報告してください。
- <スポーツ保健課長> それでは報告(4)「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」の策定について、御報告申し上げます。  
この方針につきましては、先月の教育委員会におきまして、骨子案を御説明申し上げ、御意見をいただきました。その後、再度、外部委員を含めた策定委員会等で意見を頂戴し、それらを反映した上で、このたび、策定の報告をさせていただくものでございます。  
それでは、部活動指導員の内容もございますので、「中学校編・特別支援学校中学部編」で御説明申し上げます。  
1枚お開きいただきまして1ページの「はじめに」を御覧ください。  
内容にありますように、運動部活動方針の策定の背景などにつきましては、教育的意義の高い、学校教育の一環として行われてきた部活動は、近年、少子化による部活動数の減少や長時間の活動による生徒への身体的・精神的負担、教員の多忙化などが課題となっており、望ましい部活動環境の再構築が求められておりました。  
このような背景を踏まえた上で、今年3月にスポーツ庁が策定した「これからの運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、策定作業を進めてきたところです。  
続いて2ページの方針策定の趣旨などではありますが、○の2つ目、今後、県内の県立学校にあつてはこの方針に則り、そして中学校、私立学校にあつては参考にし、独自の方針などを策定して運動部活動の改革に取り組むこととなります。  
県教育委員会としましては、これらの改革に必要な支援に取り組んでまいりたいと考えているところです。  
具体的な内容でございますが、方針の骨子につきましては、先月御説明申し上げました骨子案と同じでございます。高等学校等編においても同じ骨子となっております。  
各項目の要点を順次御説明申し上げます。3ページをお開きください。

「1 適切な運営のための体制整備」についてでございます。この項目では、(1)に学校の設置者及び各学校の運動部活動方針の策定や、運動部顧問が活動計画及び活動実績を校長に提出するなど、指導・運営に係る体制の構築について示してございます。学校では、部活動運営に係るPDCAサイクルの体制整備を図ることになりますが、県では、教員の負担を軽減するために、簡易で活用しやすい方針策定様式や、部活動の活動計画・報告書の様式をダウンロードし、活用できる準備を進めているところでございます。(2)には、教員の部活動に係る負担軽減を目的とした部活動指導員を積極的に任用することを盛り込んでございます。

次に5ページをお開きください。「2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組み」についてでございます。

この項目では、(1)アに生徒の心身の健康管理と事故防止、指導者の体罰、ハラスメントの根絶、(1)イにスポーツ医・科学的見地から短時間で効率的・効果的な指導、そして(2)に中央競技団体が作成した手引きを活用しての指導などについて示してございます。

6ページをお開きください。「3 適切な運動部活動の運営」でございます。

表に要約してございますが、項目ごとに御説明いたしますと、アの①「学期中の休養日の設定」ですが、週あたり、中学、高校ともに、平日1日以上、週休日（土・日曜日）1日以上と設定いたしました。次に7ページ一番上の②「1日の活動時間」は、長くとも、平日2時間程度、週休日などの学校の休業日では3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行うことといたしました。③「長期休養中の休養日の設定」は学期中に準じた扱いが望ましいといたしました。④「学期中の始業前練習」については禁止とし、ただし書きで実施する場合の条件を記しております。

8ページをお開きください。⑤「学校管理下外の生徒の活動」として、(b)に保護者が単独で練習会を主催しないこと。(c)に「運動部活動と同じ内容の学校管理下外の活動」については、部活動の活動時間と合わせてこの策定の基準内とすることを、保護者、地域スポーツクラブ関係者に理解と協力を得るとしております。この8ページの内容は、国のガイドラインには無い、県独自のものとなっております。

なお、前回の委員会で御質問がありました、競技力向上を目的とした活動を行っている地域スポーツクラブですが、本方針の対象とはなりません。生徒の発達段階や体力、技能の程度も考慮した活動が望まれるところであり、県としましては本方針をクラブなどの関係団体にも周知するとともに、中央競技団体が今後作成予定の指導手引を活用した活動がなされるよう理解と協力を求めてまいりたいと考えております。

9ページをお開きください。エの休養日及び活動時間の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、「中体連主催大会」前に特別強化期間等を設定する場合には、少なくとも週1日の休養日を設けたうえで、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定め、休

養日を振り替えるところを例として記載しております。この部分につきましても、県独自の記載となっております。

続いて、10 ページをお開きください。「4 運動部活動における事故防止」についてです。

(1) のアですが、学校は、学校管理下において事故が発生した場合に備え、学校の危機管理マニュアルを確立しております。それには、もちろん部活動中の事故も含んでございます。前回の委員会で御質問いただきました災害につきましては、この危機管理マニュアルの方で対応すると整理させていただきたいと思っております。その危機管理マニュアルを前提に、イの安全点検から(2)、(3)と、部活動の活動前、活動中、荒天時における配慮事項、事故発生時の連絡体制と応急手当について示しております。この項目についても国のガイドラインには無い県独自の記載となっております。

11 ページを御覧ください。「5 生徒の多様なニーズを踏まえたスポーツ環境の整備」についてでございます。

(1) 「生徒のニーズを踏まえた運動部の設置」にありましては、前回、切実な状況について、御意見をいただいたところでございますが、少子化に対応した、生徒のスポーツ活動の機会を保障するために、合同部活動や、希望する部活動が学校にない複数校の生徒が、拠点校に集まり部活動を行うなどの体制づくりを検討していくこととしております。

12 ページにまいりまして、(2) 「地域との連携等」にあつては、学校の部活動と地域スポーツクラブの二者択一ではなく、学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境を整備してまいります。協働・融合の形は、本県でも部活動と地域スポーツクラブが融合した活動を行っている例もありますが、拠点校であつたり合同部活動と地域スポーツクラブとの連携であつたり、さまざま形での部活動と地域との協働・融合の在り方について研究をさらに進めてまいりたいと考えております。

13 ページにまいりまして「6 学校単位で参加する大会等の見直し」でございます。

ここでは複数校合同チームの編成のあり方や大会参加について、また部活動と地域が融合した活動での大会参加などについての検討が示されております。また、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう大会等の見直しについて示させていただいたところであります。

以上が中学校の内容についてでございます。高校編については、ほぼ同様の内容でございますが、高校独自の部分について、御説明させていただきます。高等学校編の6 ページを御覧いただきたいと思います。

「3 適切な運動部活動の運営」についてでございますが、表に要約されておりますが、中学校編で示されておりました始業前練習の禁止や、保護者会活動等については、高校の部活動の実態を踏まえ、高校編には記載しないということで考えさせていただいたところでございます。

次に7 ページをお開き下さい。エの2 つ目のポツになりますが、校長が認める「目標とする大会前の特別強化期間」や強化指定部につきまし

ては、少なくとも週1日の休養日を設けたうえで、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定め、休養日を振り替えることとしております。強化指定部につきましては、下の注釈にもございますが、学校の特色を活かすために、通年で独自の休養日、活動時間を設定して活動する、学校が指定した部活動のことでありまして、この部分も県独自の内容となっております。

以上、各項目の内容でございます。

前回の委員会でも御意見をいただきましたが、本方針は法的拘束力はございません。しかしながら、本方針は、学習指導要領でも示されている、学校教育の一環として、大きな教育的意義を持って行われる部活動の在り方を示しているものであることを鑑み、方針の実効性を保っていききたいと考えております。

今後については、市町村教育委員会、各学校、スポーツ関係団体に通知するとともに、各種会議での説明や、保護者用の概要版、方針に係るQ&Aを作成し、県HPよりダウンロードができるよう作業を進め、広く周知に努めてまいります。

最後に、本方針の実効性を含めた評価検証についてですが、スポーツ庁でのフォローアップに併せ、本県の現状を把握していくことで、その内容を「山形県スポーツ推進審議会」におきまして報告し、御意見をいただくことで、適時、見直しなどを検討してまいりたいと考えております。

以上、「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」についてでございます。

<廣瀬教育長>

ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<山川委員>

保護者会活動との関係が一番難しそうなんです、現実問題として強いところほど、保護者会が力を発揮してやっていて、そういった中、保護者会で指導していることと、学校との間でずれが出てきているということも聞いたこともあります。当然、学校にも保護者会にも理解してもらおうという方向だと思うんですが、すんなり理解してもらえればいいんですけど、なかなか難しそうだなと思うんです。どうしても保護者の立場からすると、強くしたいという思いがあって、この指針は別に罰則規定があるわけではないですから、保護者会として時間をとって、活動するという方向にいつてしまうと思うんです。ただ、保護者のそういった気持ちは分かるんですが、そこを緩やかにしてしまうと、ほとんど意味が無くなってしまいます。先ほど、保護者会に対してパンフレットとかで説明するということでしたが、かなりきちんと、どうしてこんな議論になっているかというところから説明して、理解を強く促すということは必要なんじゃないかなと思います。

<スポーツ保健課長>

ただいま御意見頂戴しましたように、保護者会活動という、学校の管理下ではない活動として、部活動を補完するような活動が行われていま



して、休みの日に行われたり、または部活動の後に遅くまで行われたりして、子どもたちに非常に負担になっている。また、中には顧問の先生もそれに出る場合もあるということで、非常に身体的、精神的負担が大きいものだったということでした。

中学校長会でも、開催しないようにということで申し合せをしてきたところですが、現実的には行われている、ということもあり、県として、任意団体の活動まで踏み込むのはどうかという御意見もあろうかと思いますが、そういった実態があることから、非常に大きな問題だということで、今回、方針の中で、保護者会が単独で練習会を開催しないように、ということで記載させていただいて、さらにそれを元に各学校、市町村で進められるように、県としては示してまいりたいと考えているところでございます。

<廣瀬教育長>

スポーツ庁の幹部の人と話したときとか、都道府県教育長会での非公式の意見交換の場でも話が出たんですけど、科学的で効率的なトレーニングが効果的であるというエビデンスを示していくということが必要だと思います。適切な休養によってトレーニング効果が高くなるということだったり。ただ、勝ちたいという気持ちを否定することも、教育上好ましくないんじゃないかという議論もあります。そういった中、短時間で効果的な練習法を競技団体として作っているようなところもあります。スポーツ庁もそれを推奨していて、そういったものを現場で実際やってみて、実際に競技力が向上するという実例を見れば、説得力が出てくると思うんです。科学的なエビデンスをしっかりと示していくことが非常に重要になるんじゃないかなと思います。

ただ、今のところ専門の指導が出来る指導者が少ない中で、科学的なトレーニングが出来るかどうかといった課題はあるんですが、そこは地域において専門的な指導力を持った方々と連携したり、そういったことをこれから研究していくことになるかと思います。

総合的にやっていかないといけないと思います。単に保護者の方に今日から朝練をしないでくださいというようなものではないです。

<廣瀬教育長>

ほかになれば、次に、(5)「平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」、スポーツ保健課長から報告してください。

<スポーツ保健課長>

「平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」の、本県の内容について御説明申し上げます。

資料は報告5-1を御覧ください。

はじめに、「1 調査の概要」についてですが、この調査は、子どもの体力・運動能力の状況を把握・分析するため、小学校5年生・中学校2年生を対象にスポーツ庁が平成20年度から実施している調査です。

目的、対象については御覧のとおりです。学校数は、小学校245校、中学校101校と、ともに特別支援学校を含んだ学校数になっております。

次に、「2 結果の概要」についてです。

体力合計平均点は、小学校5年生女子と中学校2年生男女が全国平均を上回りました。平成20年度の本調査開始以降の本県の推移をみますと、報告5-2に小学校5年生、報告5-3に中学校2年生の推移のグラフを記載しておりますが、御覧いただくとお分かりのように、小学校女子と中学校女子において体力合計平均点が過去最高値、中学校男子は過去2番目に高い合計点であり、全体的に向上傾向にあるという状況です。前年度の県平均との比較では、小学校男女、中学校男女ともすべての調査対象で上回りました。

報告5-1に戻っていただきまして、種目別結果についてです。中央の表もあわせて御覧ください。

調査項目は、小学校が男女それぞれ8項目、中学校が男女それぞれ9項目あり、合計34項目あります。そのうち、中学校の20mシャトルランと持久走は選択種目となっております。

全国平均を上回る調査項目数は、34項目中24項目ありまして、前年度より5項目増加しました。

「握力」「持久走」「20mシャトルラン」「立ち幅跳び」については、全ての調査対象で全国平均を上回っております。

昨年度において全国平均を下回っておりました中学校2年生の長座体前屈、反復横跳びについては、各教育事務所単位で開催している体力向上対策会議において、課題や分析結果を共有し、各学校で改善に取り組んだ結果、グラフで示されているとおり、今年度は顕著な伸びが見られました。まだ、全国平均をわずかに下回ってはいるものの、ほぼ同等の結果までに向上しており、各学校での取り組みの成果であるといえます。

次に、本県の長年の課題である50m走は、中学校2年生男女が全国平均を上回ってはおりますが、小学校5年生男女においては依然課題のある項目となっております。

小学校5年生男女は過去10年間全国平均を下回っている状況ですが、経年での変化をみていきますと、下のグラフの四角で囲んでいるH27の小学校5年生の児童が、今年度は中学校2年生の生徒となっており、小学校5年生の時にあった全国平均から大きく下回る差は、中学校2年生段階になると、全国平均を本県のひし形が上回る結果となっております。

県では、先ほど申し上げましたが、平成26年度より、各教育事務所単位で小・中・高の先生方が一堂に会し、本県の課題等の共有化や、各学校の取り組みについて検討する体力向上対策会議を開催しておりますが、それ以降、向上傾向が見られ始めていることから、各学校が課題に対する目的意識を持って取り組んできた成果が伺えると分析したところです。しかし、小学校5年生男女の状況から、小学校低・中学年に対する具体的な手立てが必要であるとも考えております。

最後に「3 今後の対応」でございますが、本県の体力・運動能力は、体力向上対策会議での課題の共有化が図られ、体育授業の改善とともに

に、課題に応じた各学校の1学校1取組や外部指導者の派遣事業の活用により、全体的に向上が見られました。

今後は、山形大学・県体育協会と連携した「子供の体力向上推進委員会（コンソーシアム）」において、調査結果を分析し、これまでの取組の成果と課題を整理するとともに、改善に向けた提言を行ってまいります。

各教育事務所単位で開催する体力向上対策会議では、その提言を受け具体的な対応策を検討し、各学校における授業改善に繋げ、子どもたちのさらなる体力・運動能力の向上に取組んでまいります。

また、小学校5年生の50m走については、重点課題として捉え、小学校低・中学年の実態把握を更に進めるとともに、「楽しい体育授業づくり講習会」において、新たにドリームキッズ育成担当者とも連携しながら、講習会を実施していくなど、具体的な手立てを現在検討しているところでございます。

以上、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について報告させていただきました。

<廣瀬教育長>

ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<廣瀬教育長>

なければ、これより議事に入ります。

## ⑤議 事

<廣瀬教育長>

議第1号「山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者の指定について」から、議第3号「山形県朝日少年自然の家指定管理者の指定について」まで、一括してスポーツ保健課長及び文化財・生涯学習課生涯学習振興室長から説明してください。

<スポーツ保健課長>

それでは、議第1号につきまして、御説明申し上げます。資料1-1を御覧ください。

「山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者の指定について」、でございますが、本件につきましては、先月知事から教育委員会の意見を求められ、同意いただいたところでありました。このたび、県議会12月定例会で議決を受けたことから、地方自治法第244条の2第3項の規定により、公益財団法人山形市体育協会を指定管理者として指定することをお諮りするものでございます。

これからの主な日程としましては、今回議決いただきましたら、公益財団法人山形市体育協会に指定管理者の指定について通知し、その後担当者間で協定内容を協議し、年度内に包括協定書の締結を行うこととしております。来年の4月には年度協定書を締結し、指定管理業務の開始となります。

以上、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

<生涯学習振興室長>

続きまして、議第2号について御説明申し上げます。資料2-1ペー

ジを御覧ください。山形県青年の家の指定管理者の指定について、山形県体育館及び武道館と同様に、このたび県議会 12 月定例会で議決を受けたことから、同様の規定により山形県青年の家管理企業体を指定管理者として指定することをお諮りするものでございます。

続いて、議第 3 号につきまして、資料 3-1 ページを御覧ください。山形県朝日少年自然の家の指定管理者の指定について、県議会 12 月定例会で議決を受けたことから、先ほどと同様の規定により、株式会社ヤマコーを指定管理者として指定することをお諮りするものでございます。

これからの主な日程は、議第 1 号の山形県体育館及び武道館の日程と同様でございます。来年の 4 月には年度協定書を締結し、指定管理業務の開始となります。

以上、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

<廣瀬教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第 1 号から議第 3 号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長> 次の議第 4 号は人事に関する案件であるため、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 傍聴者退室 》

《 議第 4 号は秘密会にて審議 》

## ⑥閉 会

<廣瀬教育長> これで、第1065回教育委員会を閉会いたします。